

## 第4回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年10月30日(月)午後2時00分～午後3時20分

2 開催の場所 松江市役所 第4別館3階 教育委員会室

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第29号 非農地確認について

議 第30号 松江市農用地利用集積計画の訂正について

議 第31号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第6号 会長専決処分の報告

報告第7号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (欠)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (出)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (出)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主任主事	石原 裕子
農地係長	松浦 孝	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	会計年度任用職員	石原 浩

## 6 会議内容

議長 定刻になりました。総会に入る前に、事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。

事務局 それでは、議事に入る前に議案の修正等がございます。議案7ページの農地法第4条許可の番号23番、宍道町上来待●●番●の案件です。現況地目の畑を宅地に修正をお願いします。次は、議案の削除でございます。10ページの農地法第5条許可、番号67番の4筆と番号69番の3筆の案件です。許可申請書に添付する書類の一部が未提出のため、本日総会での審議を取りやめるものです。したがって番号67番、69番は削除させていただきます。

議長 また、農業委員会において10月1日付けで人事異動がありましたのでお知らせします。事務局からの説明は以上になります。

議長 それでは、ただ今から第4回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、4番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19名のうち、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番委員、8番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事をお願いします。

事務局 それでは、議事にはいります。議第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは、議第26号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は7件11筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、34番の案件についてご説明いたします。申請は、八幡町の田1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人からの要望のためです。受人の世帯は、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に35番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町佐陀本郷の畑2筆、武代の畑2筆の計4筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は住居地と離れており管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、農地の近隣に家族がおり、一緒に耕作をしたいためです。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を購入予定です。取得後は、果樹、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に36番の案件についてご説明します。申請は鹿島町武代の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地を自作地として耕作するためです。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に37番の案件について説明します。申請は八雲町西岩坂の畑2筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足です。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は隣接に自作地があり、一体としての利用が見込めるためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。

事 務 局	取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に38番の案件について、ご説明します。申請は宍道町宍道の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足です。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は自宅から近く耕作しやすいためです。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に39番の案件について説明します。申請は八束町波入の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足です。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 最後に40番の案件について説明します。申請は八束町波入の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は申請地が住居地と離れており管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、職場の拠点から近く、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
議 長	以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 員 17番	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議 長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第26号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第26号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議第27号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。 初めに、4条18番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、農業用倉庫です。転用面積は200㎡、所要面積は申請地と隣接する土地と併せて217.62㎡です。事業計画ですが、申請地と隣接する土地に農業用倉庫2棟を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に4条19番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は西

川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は240㎡、所要面積も同様の240㎡です。事業計画は、申請者が所有するマンションの駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条20番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町平原の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年9月11日付で農振除外内示済みです。転用目的は、墓地の移転及び車庫と倉庫です。転用面積は116.99㎡、所要面積も同様の116.99㎡です。事業計画は、申請地に墓地を移転し、自家用車の車庫と倉庫を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条21番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、月極駐車場です。転用面積は103㎡、所要面積は4条22番の申請地と併せて1,235㎡です。事業計画ですが、申請地を4条22番の申請地と併せて整備し、隣接企業及び近隣住民へ貸し出す月極駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条22番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、月極駐車場です。転用面積は1,132㎡、所要面積は4条21番の申請地と併せて1,235㎡です。事業計画ですが、申請地を4条21番の申請地と併せて整備し、隣接企業及び近隣住民へ貸し出す月極駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地調査の際にご質問のありました、事業の所要金額が0円であることについてですが、申請地は●●年に資材置場を目的とした転用許可を受けており、その際に道路と同じ高さまで埋め立てられたと考えられ、現状の地盤のまま駐車場として利用可能な状況です。このたび、地目変更がなされておらず、転用目的も異なるため、当時の許可を取り消したうえで申請されたものです。

次に4条23番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び庭です。転用面積は100㎡、所要面積も同様の100㎡です。事業計画は、申請地にパイプ車庫2棟を設置するとともに自宅の庭とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条24番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町二子の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、

事務局 農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、営農型太陽光発電施設です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該当します。転用面積は2,554㎡の内0.47㎡、所要面積も同様の0.47㎡です。事業計画は、申請地に太陽光発電パネルを設置し、パネルの下部分で芝桜を栽培するものです。パネル支柱部分が転用箇所となります。一時転用期間は、許可日から3年間です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

17番委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第27号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議第27号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第27号について、原案のとおり許可することに決めます。次に議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第28号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の8ページと併せて、農地法第5条の説明資料の15ページをご覧ください。

初めに、5条62番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は2,416㎡、所要面積は実測値で2,500.81㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、長屋住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条63番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は29㎡、所要面積は隣接する原野及び雑種地と併せて310.40㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地と隣接する原野及び雑種地を併せて整備し、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条64番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町上講武の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第

3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地の新設及び擁壁の改修です。転用面積は 1,010 m<sup>2</sup>、所要面積は実測値で 1,010.89 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して譲り受けるお寺の墓地 29 区画及び参拝者用の駐車場とするとともに、敷地内の擁壁を改修するための用地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです

次に、5条 65 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 1 筆です。都市計画区域区分は用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であるため第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 137 m<sup>2</sup>、所要面積は実測値で 138.95 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し譲受人の自宅駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地調査の際に、これまでも譲受人が駐車場として使用していたと説明しましたが、誤りでございました。このたび、駐車場用地を探していた譲受人との売買の話が進んだ結果、地目が農地のままであったため申請されたものです。

次に、5条 66 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 5 年 9 月 11 日付で農振除外内示済みです。転用目的は、中古車販売場です。転用面積は 101 m<sup>2</sup>、所要面積は隣接する原野と併せて 190 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地と隣接する原野を併せて整備し、中古車販売用の展示場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に 5条 76 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 5 年 6 月 12 日付で農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 373 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 373 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅 1 棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、本案件は 9 月 1 日申請ですが、9 月総会時に資金証明書類が揃わなかったため、今回 10 月総会に上程するものです。

次に、5条 68 番について説明いたします。借借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の 1 筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は現場事務所です。転用面積は 1,903 m<sup>2</sup>の内 1,050 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 1,050 m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和 6 年 4 月 30 日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、仮設事務所敷地として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、本案件につきましては、10 月より既に一時転用されており、経緯書を提出していただいております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条70番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、令和5年9月11日付で農振除外内示済みです。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は事業用車両の駐車場です。転用面積は1,099㎡、所要面積も同様の1,099㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、賃借人の事業拡大に伴い、事業用車両の駐車場を新たに整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条71番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事用道路です。転用面積は131㎡、所要面積も同様の131㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和8年10月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、工事箇所へ進入するための工事用道路として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条72番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町布志名の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事現場事務所及び駐車場です。転用面積は666㎡、所要面積も同様の666㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年9月30日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事の施工に伴い、現場事務所及び作業員用の駐車場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条73番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は145㎡、所要面積は隣接する土地と併せて247.80㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条74番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町南講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年6月12日付で農振除外済みです。転用目的は、住宅離れの建築及び進入路の整備です。転用面積は67㎡、所要面積は宅地と併せて76㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地と宅地に住宅離れを建築するとともに進入路を整備するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条75番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の3筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用

事務局に該当します。転用目的は工事用道路及び休憩小屋等の設置です。転用面積は 1,585 m<sup>2</sup>の内 264 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 264 m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和 6 年 1 月 15 日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、工事用道路及び休憩小屋等を設置するために一時転用するものです。なお、申請地は 9 月より既に一時転用されており、農業委員から事務局への連絡により判明し申請されたものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

17 番委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 28 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 62 番以外について、採決いたします。議第 28 号のうち、番号 62 番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第 28 号のうち、番号 62 番以外は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 28 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 62 番について採決いたします。議第 28 号のうち、番号 62 番について、原案とおおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第 28 号のうち、番号 62 番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第 29 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第 28 号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案 14 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 1 件 1 筆です。

土地の所在は、西持田町の市街化調整区域、農用地区域外の畑 1 筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道宮垣線と市道橋本深町線の交点から南に約 70 メートルの地点の北側に位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、10 月 10 日に持田地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は平成元年頃から耕作放棄され、現在は雑木、竹等が繁茂し、周辺の竹林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)



議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 29 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 29 号は、原案のとおり確認することに決めます。次に議第 30 号「松江市農用地利用集積計画の訂正について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 30 号、「松江市農用地利用集積計画の訂正」についてご説明いたします。議案の 15 ページをご覧ください。この土地は令和 5 年 3 月総会において決定し 3 月 31 日に公告したものです。本議案について、この 2 筆は、令和 5 年 3 月までは農業協同組合が行う転貸契約にて貸し借りが行われていました案件であります。予定をしていた借主が借りられなくなったため、解約をするものです。本来であれば、解約契約の締結、農地法 18 条第 6 項の通知により解約を行います。契約者の方は現在病院に入院中で押印することが出来ない状況であり、また、家族もいないため、しまね農業振興公社と相談しまして、この度、削除をすることとしました。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 30 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 30 号は、原案のとおり決定することに決めます。次に議第 31 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議第 31 号の「所 1 番」は 2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。

議 長 事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 31 号の所 1 番の案件について、先議したいと思っております。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、所 1 番について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。

(2 番委員が退室後)

議 事 務 局 それでは、議第 31 号の所 1 番の案件について、事務局より説明願います。  
それでは議第 31 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所 1 番についてご説明をいたします。所有権移転について、所 1 は古江地区の案件で、譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大の要望があったため所有権移転するものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

事 務 局 ないようでございますので、採決いたします。議第 31 号の所 1 番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 31 号の所 1 番の案件については、原案のとおり

議	長	り決定することに決します。それでは、2番委員の除斥を解きます。 (2番委員が入室後)
議	長	それでは、議第31号の所1番以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明願います。
事	務	それでは議第31号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画の所1番以外の案件についてご説明をいたします。
		相対契約について、利1は忌部地区、更新案件です。利2から4は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田7,675.00㎡、畑0.00㎡、計7,675.00㎡。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田1,792.00㎡、畑2,050.00㎡、計3,842.00㎡となります。
		転貸契約について、転1から3は大野地区、更新案件です。転4から34は大野のほ場整備工事が終わったところの貸し借りになります。所在地の上段カッコ書きは工事の街区番号、下段が登記簿の元地番になります。面積は上段カッコ書きは工事後の面積、下段が元面積になります。転35～37は古曾志のほ場整備が終わったところになります。転38～47は古江地区、新規案件です。転48～52は川津地区、新規案件です。転53、54は朝酌地区、新規案件です。転55は鹿島地区、新規案件です。転56は東出雲地区、新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田12,776.00㎡、畑2,000.00㎡、計14,776.00㎡です。
		以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第31号の所1番以外の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第31号の所1番以外の案件は、原案のとおり決定することに決します。次に、報告に入ります。報告第6号「会長専決処分の報告」及び第7号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。 (報告)
事	務	
議	局	
	長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第4回松江市農業委員会総会を閉会いたします。